



学校改善から魅力ある学校へ

周防大島町教育委員会 教育長 西川 敏之

各小中学校の事務も管轄していた、柳井教育事務所（平成17年度末）・義務教育課柳井分室（平成19年度末）の廃止と軌を一にして、本町でも、「事務処理効率化に関する実践研究」（平成19年度）を受けて、平成20年度から「事務の共同実施」がスタートしました。初期の「事務の共同実施」には、教育事務所・分室の中間チェックがなくても、比較的スムーズに安心感をもって、県教育庁と直接やりとりしながら学校事務を遂行する大きな役割があったように考えます。

「事務の共同実施」を重ねる中で、「学校事務の効率化・平準化・適正化に向けた共同実施」だけでなく「教員が教育に専念できるような環境の整備のための取組」・「正確で質の高い事務の提供」・「事務職員の資質向上研修・人材育成」が図られ、お陰様で各学校の学校改善が進んできたことを嬉しく思っています。ありがとうございます。

現在、魅力ある学校、例えば

- ・町内外の子どもが学びたくなる学校
- ・町内外の教職員が勤めたくなる学校
- ・町内外の保護者や地域の方が子どもたちを学ばせたい学校



を目指しています。各学校の魅力アップのためにも、「保護者や地域の方とつながる学校の顔・学校経営に参画する財務の専門家」である、事務職の先生方のご活躍に期待するところ大です。魅力ある学校づくりへのご尽力、よろしく申し上げます。

学校事務職員に期待すること

拠点校校長 周防大島町立東和中学校長 松本 諭

事務の共同実施が始まったことによって、以前よりは確実に町教委や校長会等諸団体と事務職員とのパイプは太くなってきました。私たちは、この現状に満足するのではなく、周防大島町の子供たちの健やかな成長のために事務職員ができることは何か、それを実現するための手立ては何かということを考え続けていきたいと思っています。

運営責任者のリーダーシップとすべての学校事務職員の地道な努力により、事務職員の資質向上を図りましょう。努力するきっかけは共同実施会かもしれませんが、それを生かすのは一人一人の事務職員です。事務の共同実施が始まったおかげで、学校の組織力が高まったと言われるようチャレンジ精神あふれる取組を継続していかれることを期待しています。

今後も、管理職と事務職員の協力体制をより一層強化し、事務職員の学校運営への積極的な参加を促進していきたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。



周防大島町事務の共同実施の取組

【共同実施の目的】

- ①学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- ②事務職員が教員と協働しながら学校運営に積極的に参画することにより、学校の総合力の向上を図る。
- ③周防大島町教育委員会及び各学校間で連携し、地域全体の学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- ④周防大島町教育委員会と連携し、組織的・計画的な研修を実施することにより、事務職員の資質向上に資する。



【正確で質の高い事務の提供と学校の活性化】

【方法】

- 月1回程度 3グループ（◆大島・久賀 ◆橘 ◆東和）に分かれての共同実施会

- 年4回全体会を実施
資質能力向上・人材育成



【本年度新たに取り組む内容】

- 学校徴収金にかかる事務処理の工夫・適正化
- 教材一覧表（年間指導計画に基づく）の作成
- 備品購入手続きの共有化への取組
- 共同実施ホームページの作成 など

平成26年度より事務長制が導入されています。

- ①共同実施の総括等
 - ②事務の専決
 - ③教職員評価
 - ④行政等とのパイプ役等を職務とする。
- 平成26年度4市・平成27年度4市に事務長設置 来年度県内全13市に事務長設置予定

諸手当認定状況の確認を行います。必要な提出書類は

扶養手当

- 全員 全世帯所得証明書（平成26年分）
- 扶養親族に収入がある場合 所得証明書（平成26年分）等
- 扶養親族以外の者に収入がある場合 給与明細書等の写し（6月支給分）など

住居手当

- 全員 家賃の領収書、口座の控え等（6月支払分）
- 自動更新でない場合 更新後の契約書の写し

通勤手当

- 交通機関利用者 定期券等の写し
- 自家用車利用者 通勤経路の確認「道路開通等により短い経路がありませんか？」

単身赴任手当

- 全員 職員の全世帯員の住民票 と 配偶者等の住民票

- ・手当の要件により必要な提出書類が他にもあります。
- ・詳しくは事務担当者からお知らせしますので、提出をよろしくお願ひします。



知っておきたい 標準報酬制

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されます。これに伴い、給与から控除される保険料（掛金）や年金・短期給付などの算定基礎が厚生年金の算定法である【標準報酬制】に変更になります。

配付済みの「共済フォーラム 6月号」に詳しく載っています。ご覧下さい。



◆ 6月30日(火)は
期末勤勉手当(ボーナス)支給日です。

(支給率)期末手当 1.225 月分
勤勉手当 0.75 月分
計 1.975 月分

